

1. 概要

- ・「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」第4条第6項に基づく人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）に関する施策の実施状況の報告に関しては、毎年度、関連施策を所管する各所属に照会を行った上で取りまとめ資料を作成し、人権施策推進審議会への報告を行ってきたところ。
- ・令和5年度分までの報告資料については、基本方針および人権施策推進計画（以下「計画」という。）に定められた基本施策（「人権意識の高揚 - 教育・啓発」、「人権侵害に対する救済 - 相談・支援体制の充実」）および重要課題別に関連施策の実施状況を分類・整理して記載していたが、令和6年7月に計画を改定し、「重要課題」を「分野別施策」に改め、分野数も19（「20 その他人権に関わる諸問題」を除く）に増加したことから、令和6年度分の報告資料については、これを踏まえた関連施策の再分類・再整理を行う必要がある。
- ・また、令和5年度の実施状況の報告を行った人権施策推進審議会第12期第3回会議において、委員から報告資料の形式等の見直しを求める意見（資料1 - 2参照）をいただいたことから、これを踏まえた報告方法の見直しについても検討する必要がある。

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」第4条第6項

「知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。」

2. 見直しの論点

(1) 報告資料について

- ・ 現在の膨大な資料の分量をどのようにして圧縮・削減するか。

（計画改定による分野数の増加も踏まえると、現在の資料構成をそのまま維持した場合、分量がこれまで以上に増加してしまい、審議いただく委員の御負担も一層増加するおそれがある）

- ・ 個別施策（事業）の実績評価をどのように整理・記載するか。

（現在の資料では、過去の審議会での委員の御意見を踏まえて、「A」から「D」までの4段階の指標による施策（事業）ごとの評価（担当課による自己評価）を記載しているが、評価の基準や判断理由が必ずしも明確ではなく、評価指標として適切に機能しているのか疑義がある）

- ・ 資料作成にあたっての庁内各所属の負担をどのようにして軽減するか。

(2) 報告方法（審議会での説明方法）について

- ・ 各分野の個別事業の実施状況の詳細ではなく、基本施策を中心とした本県の人権施策（県の他の審議会等でも報告・審議が行われている施策ではなく、人権施策推進審議会のみで審議の対象となる施策）の実施状況を中心とした審議を行っていただくためには、どのような方法で報告することが望ましいか。

3. 見直しの方針（案）

(1) 報告資料について

・現在の報告資料は、

前年度の実績に関する詳細資料（「 年度人権施策基本方針等関連施策実施状況（事業一覧）」）

当年度の実施見込みに関する詳細資料（「 年度人権施策基本方針等関連施策（事業一覧）」）

の概要版資料（「 年度滋賀県人権施策基本方針および滋賀県人権施策推進計画関連施策実施状況（概要版）」）

の3種類に分かれているが、このうち と を統合し、別添見直し案（資料1 - 3）のような資料として再構成する。

・併せて、 についても、基本施策の実施状況に重点を置いた資料 として再整理し、全体的な構成を見直す。

分野別施策の実施状況に関する部分についても、記載方法を見直し、より端的で分かりやすい形となるよう努める

(2) 報告方法について

・これまでの報告では、事務局から主に の資料に基づいて関連施策の実施状況を説明していたが、

・ 説明が冗長かつ一方的になりがちである

・ 紙資料だけでは啓発事業等の具体的な実施イメージが伝わりにくい

等の理由により、基本施策を中心とした人権施策に関する議論の深まりが妨げられるとともに、

や の資料に記載されている各分野の個別事業の詳細に関する御意見等が多くなりがちになる要因になっていたとも考えられる。

(2)報告方法について（続き）

- ・以上の状況を踏まえ、基本施策のうち知事部局（人権施策推進課）が中心となって実施している「人権啓発」に関しては、紙資料に基づく説明だけでなく、
 - ・前年度に作成した啓発物品（ポスター、メモ帳、冊子、啓発記事等）の実物を配布・供覧し、委員が実際に手に取って内容を確認いただけるようにする
 - ・啓発イベント（「じんけんミニフェスタ」、「じんけんふれあい啓発」等）の実施の様子を撮影した動画や啓発CM動画、啓発ラジオ番組等を会議の場で直接視聴いただく等の方法により、今般の計画改定で新たに加えた「具体的な行動変容につながる啓発の推進」や「年代を意識したより効果的な啓発の実施」等の実現に向けた御意見等をいただきやすい環境を整えることとする。
- ・「人権教育」については、直接的には教育委員会が所管するものであり、その評価や進行管理等は「滋賀の教育大綱（滋賀県教育振興基本計画）」に基づき、教育委員会において行われている。
しかしながら、「人権意識の高揚」を図っていくためには、人権教育と人権啓発が相互に連携・補完しながら推進されることが必要であると考えられることから、知事の附属機関である人権施策推進審議会においても、教育と啓発の一層の連携強化に向けた御意見等をいただけるようにするため、本県の人権教育の実施状況がより具体的に分かるような参考資料等を提供することとする。
- ・「相談・支援体制の充実」については、総合的な人権相談窓口（（公財）滋賀県人権センターの「人権相談室」）の対応状況に関して、これまでは総相談件数の報告しか行えていなかったことから、相談内容（分野）や対象者の属性等の情報についても報告するとともに、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」の活動実績についても、より詳細な報告を行うこととする。

国、県、市町などの県内の55の関係相談機関で構成するネットワーク組織（事務局：県人権施策推進課）